

HTLV-1 総合対策

平成 22 年 12 月 20 日
HTLV-1 特命チーム

はじめに

HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の感染者数は約100万人以上と推定されており、ATL（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1関連脊髄症）といった重篤な疾病を発症するが、これらの疾病的有効な治療法は未だ確立されていない。このため、多くの感染者は発症の恐怖に向き合いながら様々な苦悩を抱えており、ATLやHAMの患者は有効な治療法を待ち望んでいる現状にある。

こうしたことから、まず、このウイルスによる感染を可能な限り減らし、将来の発症者を減少させるため、新たな感染を予防する対策を速やかに実施する必要がある。HTLV-1の感染経路の6割以上は、母乳を介した母子感染であることと、人工栄養によって感染のリスクが一定程度低減できることが報告されていることから、妊婦健康診査においてHTLV-1抗体検査を実施し、その結果に基づき適切な保健指導やカウンセリングを行う等の母子感染予防対策が求められる。

また、妊婦の抗体検査をはじめとして、HTLV-1抗体検査の全国的な実施に当たっては、HTLV-1キャリアに対する相談支援（カウンセリング）体制の整備等を図ることが不可欠である。

さらに、これまで、HTLV-1、ATL、HAMへの対策は、母子保健、がん、難病などの個別の対策により取り組まれてきたが、国民へ正しい知識・理解を普及するとともに、相談・診療体制を構築し、HTLV-1の感染予防やATL及びHAM等の治療法の研究開発をより一層推進する必要があり、これまでの取り組みを拡充するだけでなく、HTLV-1の感染に起因するこれらの疾患群への対策に総合的に取り組むことが重要である。

このような状況を踏まえ、平成22年9月に、内閣総理大臣の指示により、「HTLV-1特命チーム」を設け、官邸・政治主導のもと、患者・専門家を交えた検討を行い、「HTLV-1総合対策」を取りまとめた。今後、国は、地方公共団体、医療機関、患者団体等と密接な連携を図りつつ、「HTLV-1総合対策」を強力に推進するものとする。

I 重点対策

1. 感染予防対策の実施

（1）全国的な妊婦のHTLV-1抗体検査実施体制の確立

妊婦健康診査の項目に追加され、公費負担の対象となった、HTLV-1抗体検査を全国的に実施し、適切な保健指導等を実施する体制を整備する。

(2) 保健所における HTLV-1 抗体検査の導入

都道府県等の保健所で実施している特定感染症検査等事業の中で、HTLV-1 抗体検査を実施できるように検査体制を整備し、併せて専門職による相談指導を実施する。

2. 相談支援（カウンセリング）

(1) HTLV-1 キャリアや ATL・HAM 患者に対する相談体制の構築

妊婦健康診査で感染が明らかになった方々を含め、HTLV-1 のキャリアや ATL・HAM 患者に対して、診療に係る相談をはじめ、心理的・社会的な苦痛等にも対応できる相談体制を構築する。このため、研修会の開催及びマニュアル等の配布等を行う。

また、相談体制の構築や相談の手引きの作成等においては、患者団体等の協力を得て連携を図る。

3. 医療体制の整備

(1) 精度の高い検査方法の開発

HTLV-1 のスクリーニング検査の実施にあたっては、検査の精度を高めるとともに、キャリアの発症リスクの解明にも資するため、標準的な HTLV-1 の PCR 検査方法等の開発について、迅速に研究に取り組む。

(2) 診療体制の整備

ATL にあっては、治療に係る医療連携体制の整備・確立等、医療の質の均一化を目指した診療体制を整備する。HAM にあっては、診療経験数が多いなど、地域で中核的な役割を果たす医療機関を中心とした診療体制に関する情報を国、都道府県が提供し、患者が適切な医療機関にアクセスできる体制を整備する。

(3) 診療ガイドラインの策定

ATL 及び HAM に関して、標準的治療法の開発・確立を目指して、開発・研究を強力に推進するとともに、診療ガイドラインの策定とその普及を図る。

4. 普及啓発・情報提供

(1) 国民への普及啓発・情報提供

厚生労働省のホームページにポータルサイトを作成し、関係情報へのアクセスを向上させるほか、国民への正しい知識の普及を図る。さらに、感染症情報センター、がん対策情報センター、難病情報センター等のホームページにおいて、患者家族などにとって役立つ最新の医療情報等を更新・拡充する。

都道府県において、母子感染予防対策に関して、医療機関等に掲示するポスターや母子手帳に挟むことのできるリーフレット等の配布を推進する。

- (2) 医療関係者等への普及啓発・研修・情報提供
　　感染症情報センター、がん対策情報センター、難病情報センター等のホームページにおいて、医療従事者等に向けた情報を提供する。
　　また、医療従事者や相談担当者に、研修等を通じて正しい知識を普及する。

5. 研究開発の推進

- (1) 研究の戦略的な推進
　　HTLV-1 及びこれに起因する ATL・HAM について、疫学的な実態把握とともに、病態解明から診断・治療など医療の向上に資する研究に戦略的に取り組むよう、総合的な観点から、研究への取り組みを推進する。また、HTLV-1・ATL・HAM に関する研究班の総括的な班会議を実施し、研究の進捗状況や研究の方向性を共有して、戦略的に研究を推進する。
　　特に、HTLV-1 への感染者は日本に多いことを踏まえ、国際的にも研究を先導することを目指す。
- (2) HTLV-1 関連疾患研究費の拡充
　　厚生労働科学研究費補助金において、HTLV-1 関連疾患研究領域を設け、研究費を大幅に拡充する。

II 推進体制

1. 国における推進体制

- HTLV-1 対策に携わる行政、専門家、患者等による「HTLV-1 対策推進協議会」を厚生労働省において開催し、その議論を踏まえて、HTLV-1 総合対策の推進を図る。
　　また、厚生労働省内の関係各課の連携を一層強化し、窓口担当者の明確化など HTLV-1 対策に係る部門の体制強化に努める。

2. 地方公共団体における推進体制

- 都道府県に HTLV-1 母子感染対策協議会を設置し、HTLV-1 母子感染予防対策について検討を行う。必要に応じ、国の「HTLV-1 対策推進協議会」との連携を図る。

3. HTLV-1 関連研究班における推進体制

- HTLV-1・ATL・HAM に関する研究班の総括的な班会議を実施し、研究の進捗状況や研究の方向性を共有して、戦略的に研究を推進する。(再掲)

多剤耐性菌対策について

昨年の帝京大学医学部附属病院における多剤耐性アシネットバクターの院内感染事例等を踏まえ、多剤耐性菌対策の着実な推進を実施。

昨年10月の厚生科学審議会感染症分科会感染症部会における審議を踏まえ、国民の関心が高く、諸外国の状況からも増加の懸念される薬剤耐性アシネットバクター感染症について、緊急に全国的な対策を促す観点から、その動向を幅広く把握するため、感染症法の五類感染症に位置づけ、定点医療機関で発生動向を把握する対象疾患に指定すべきとされたことから、所要の省令改正等を実施。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

- ・「薬剤耐性アシネットバクター感染症」を五類感染症に指定し、基幹定点の医療機関において、発生動向を把握する対象疾患とする。
- ・届出対象となる医療機関：全国の基幹定点として指定されている医療機関。
- ・届出基準の概要：広域β-ラクタム剤、アミノ配糖体、フルオロキノロンの3系統の薬剤に耐性を示す薬剤耐性アシネットバクター属菌による感染症患者（死亡者を含む）について、月単位で届出を行う。
- ・施行日：平成23年2月1日。

感染症指定医療機関の指定状況（平成22年4月1日現在）

○ 特定感染症指定医療機関：3医療機関（8床）

病院名	病床数	所在地
成田赤十字病院	2床	千葉県
独立行政法人国立国際医療研究センター病院	4床	東京都
市立泉佐野病院	2床	大阪府

○ 第一種感染症指定医療機関：36医療機関（69床）

病院名	病床数	所在地
市立札幌病院	2床	北海道
盛岡市立病院	2床	岩手県
山形県立中央病院	2床	山形県
公立大学法人福島県立医科大学医学部附属病院	2床	福島県
総合病院取手協同病院	2床	茨城県
埼玉医科大学病院	2床	埼玉県
成田赤十字病院	1床	千葉県
東京都立墨東病院	2床	東京都
財団法人東京都保健医療公社荏原病院	2床	東京都
横浜市立市民病院	2床	神奈川県
新潟市民病院	2床	新潟県
福井県立病院	2床	福井県
山梨県立中央病院	2床	山梨県
長野県立須坂病院	2床	長野県
岐阜赤十字病院	2床	岐阜県
市立静岡病院	2床	静岡県
名古屋第二赤十字病院	2床	愛知県
大津市民病院	2床	滋賀県
京都府立医科大学附属病院	2床	京都府
大阪市立総合医療センター	1床	大阪府
市立堺病院	1床	大阪府
市立泉佐野病院	2床	大阪府
神戸市立医療センター中央市民病院	2床	兵庫県
兵庫県立加古川医療センター	2床	兵庫県
奈良県立医科大学附属病院	2床	奈良県
鳥取県立厚生病院	2床	鳥取県
松江赤十字病院	2床	島根県
岡山大学病院	2床	岡山県
広島大学病院	2床	広島県
山口県立総合医療センター	2床	山口県
徳島大学病院	2床	徳島県
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	2床	高知県
福岡市立こども病院・感染症センター	2床	福岡県
熊本市立熊本市民病院	2床	熊本県
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	2床	沖縄県
琉球大学医学部附属病院	2床	沖縄県

○ 第二種感染症指定医療機関

- ・ 感染症病床を有する指定医療機関 321医療機関（1,691床）
- ・ 結核病床を有する指定医療機関 252医療機関（8,017床）
- ・ 結核患者収容モデル事業(※1)を実施する指定医療機関 74医療機関（373床）

【参考】第二種感染症指定医療機関 総数 547医療機関（10,081床）

○ 結核指定医療機関(※2)：127, 843医療機関

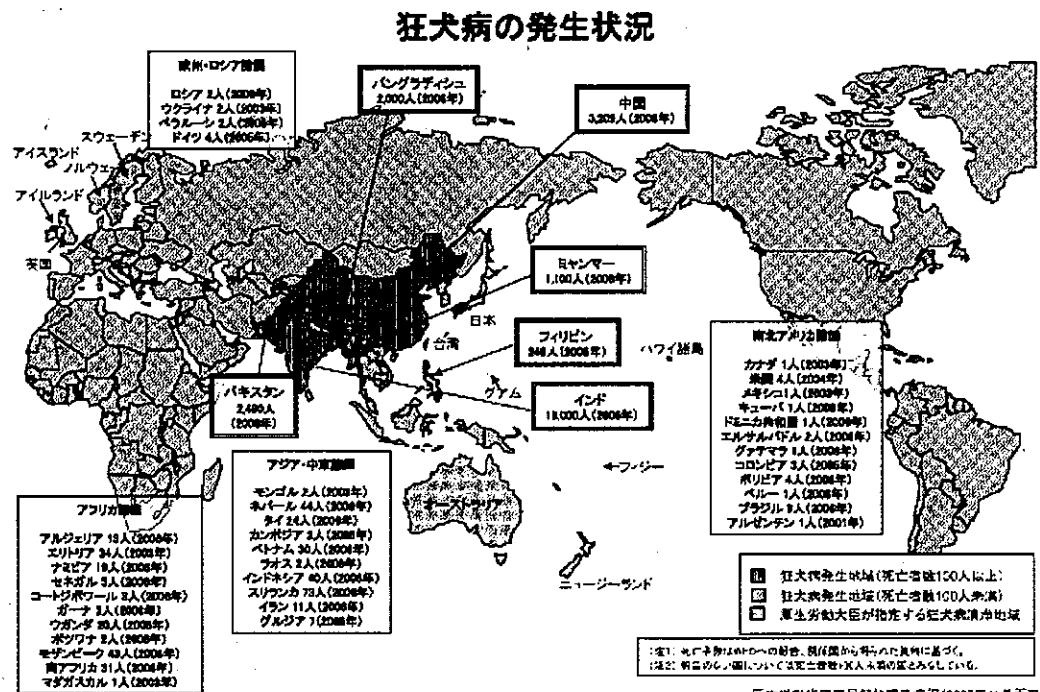
・ 病院：8,789 診療所：70,266 薬局：48,788

※1 高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神病患者である結核患者に対して、一般病床又は精神病床において収容治療するためのモデル事業

※2 結核患者に対する適正な医療（通院医療）を担当させる医療機関

動物由来感染症対策について

世界における狂犬病の発生状況



獣医師による感染症の届出件数 (2007~2009年抜粋)

年次	二類感染症		三類感染症		四類感染症		累計	
	鳥インフルエンザ (H5N1)		細菌性赤痢		エキノコックス症			
	鳥類	サル	サル	犬	犬	犬		
2007		5		51		1	57	
2008		5		29		1	35	
2009		0		34		2	36	
累計		10		114		4	128	

輸入動物届出実績 (2009年)

	哺乳類	鳥類	齧歯目の死体	総計
届出件数 (件)	2,250	3,228	9	5,487
届出数量 (匹/羽)	442,104	75,517	3,120,850	3,638,471

性感染症の発生動向調査について

感染症の情報は、感染症法に基づき、全数又は定点把握により収集・分析し、感染症発動向として公表を行っている。

定点把握	性器クラミジア 性器ヘルペスウイルス感染症 尖圭コンジローマ 淋菌感染症	都道府県が指定した指定届出機関 (※1)の管理者が都道府県知事に届出(法第14条)
全数把握	梅毒	医師から保健所長を経由して都道府県知事に届出(法第12条)

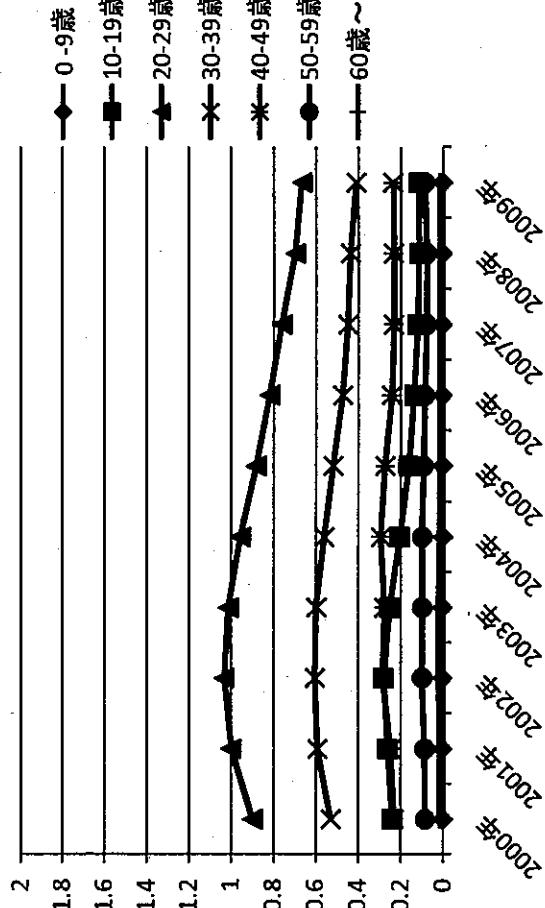
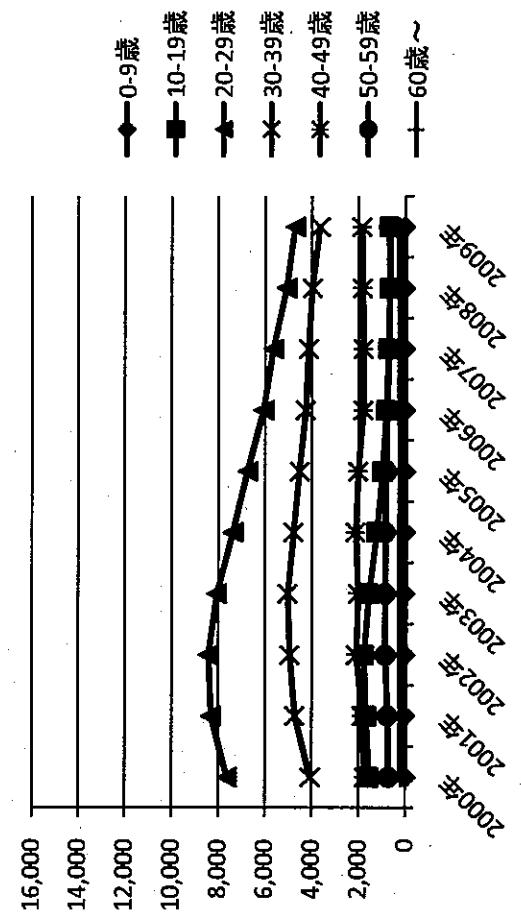
(※1)性感染症の指定届出機関数は1,061ヶ所(H22年11月24日現在)

【内訳】 婦人科・産科・婦人科 529ヶ所
泌尿器科・皮膚科 561ヶ所

(標榜科は一部重複して計上されているので、合計数は1,061には一致しない)
指定届出機関は、月単位で翌月に男女別、年齢区分別に届出を行う

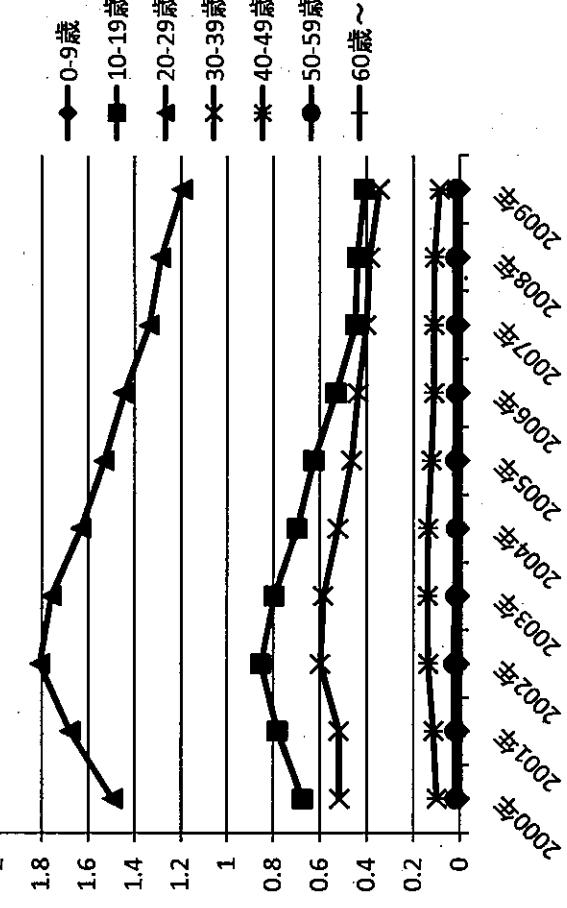
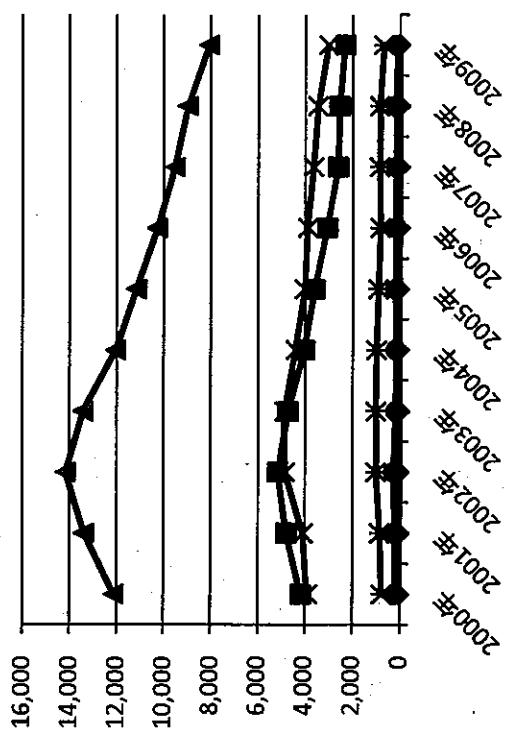
性器ケラミジア感染症 男性定点報告数

年齢階級別経年変化 男性定点当/人口100万



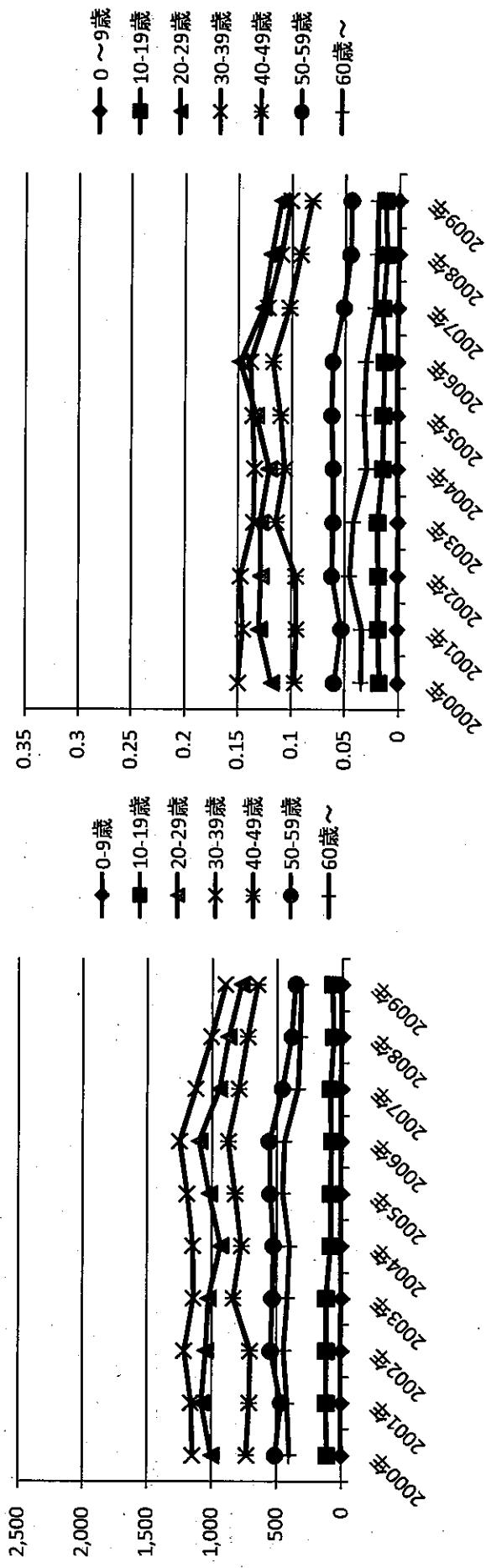
女性定点報告数

女性定点当/人口100万



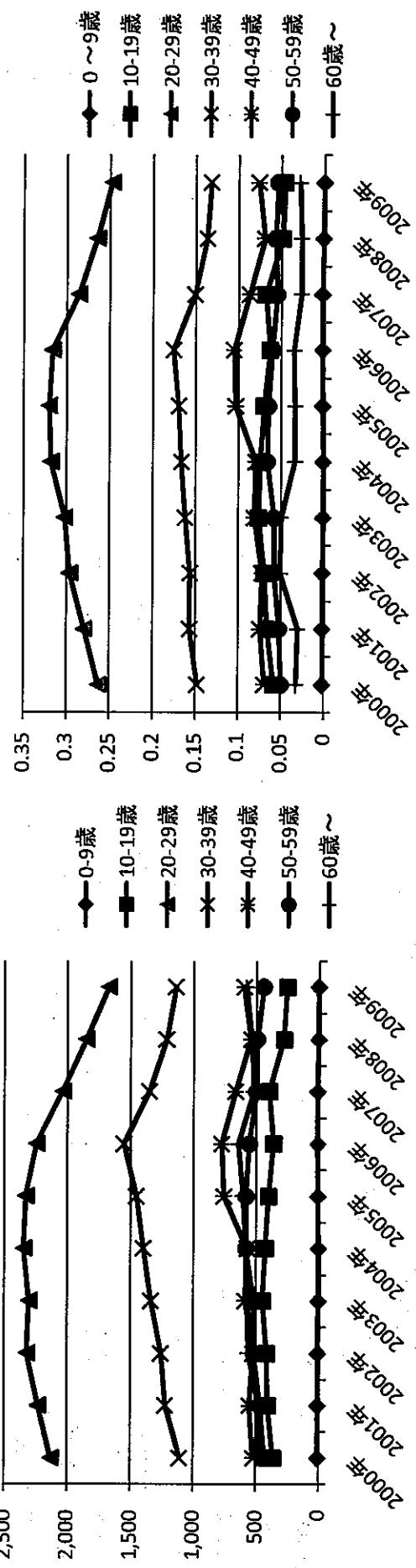
性器ヘルペスウイルス感染症 年齢階級別経年変化

男性定点報告数



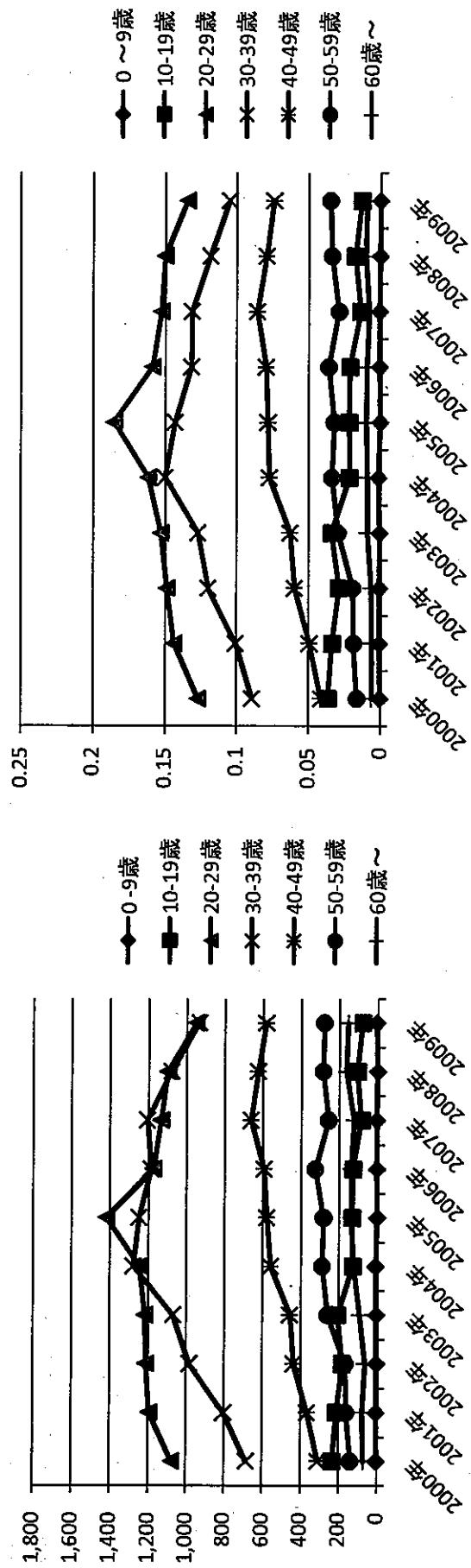
女性定点報告数

女性定点当/人口100万

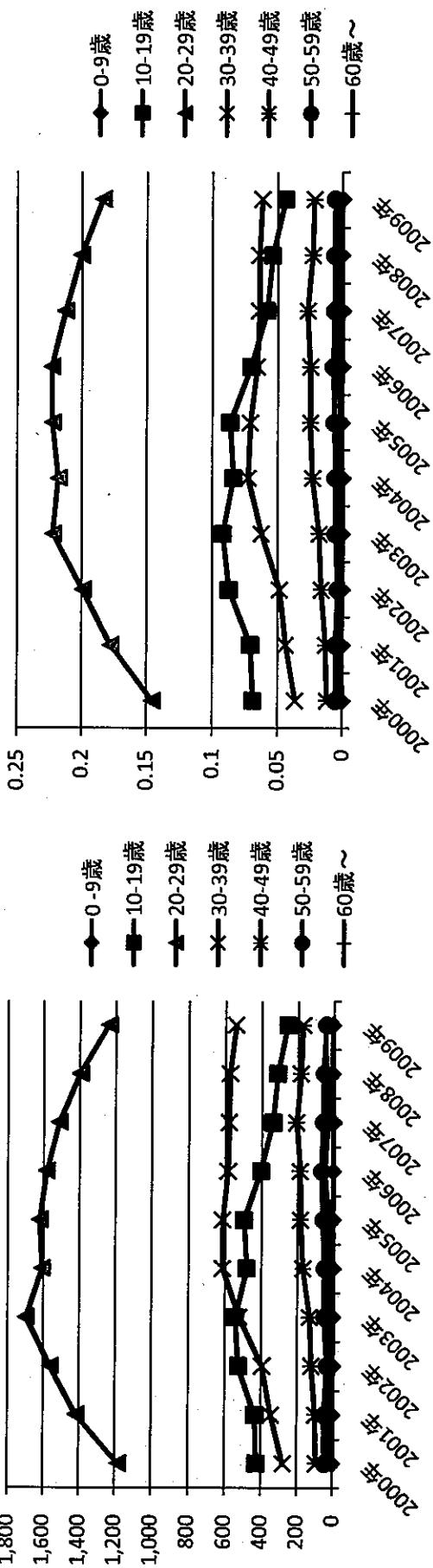


尖圭コンジローマ 年齢階級別経年変化

男性定点報告数 男性定点当/人口100万

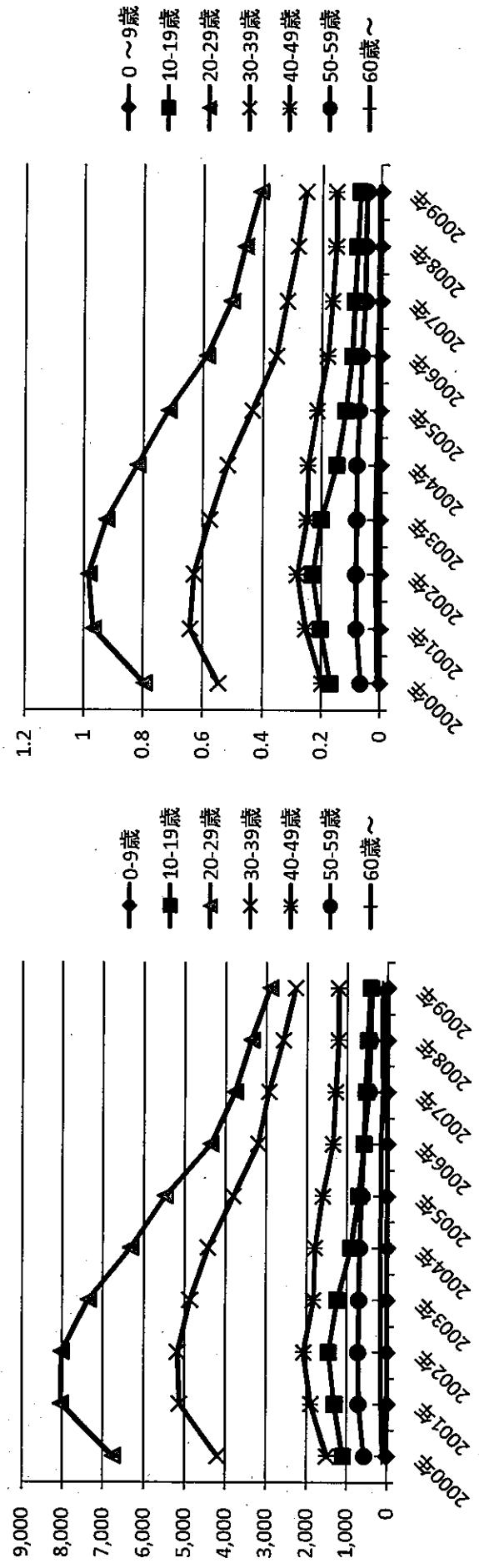


女性定点報告数 女性定点当/人口100万



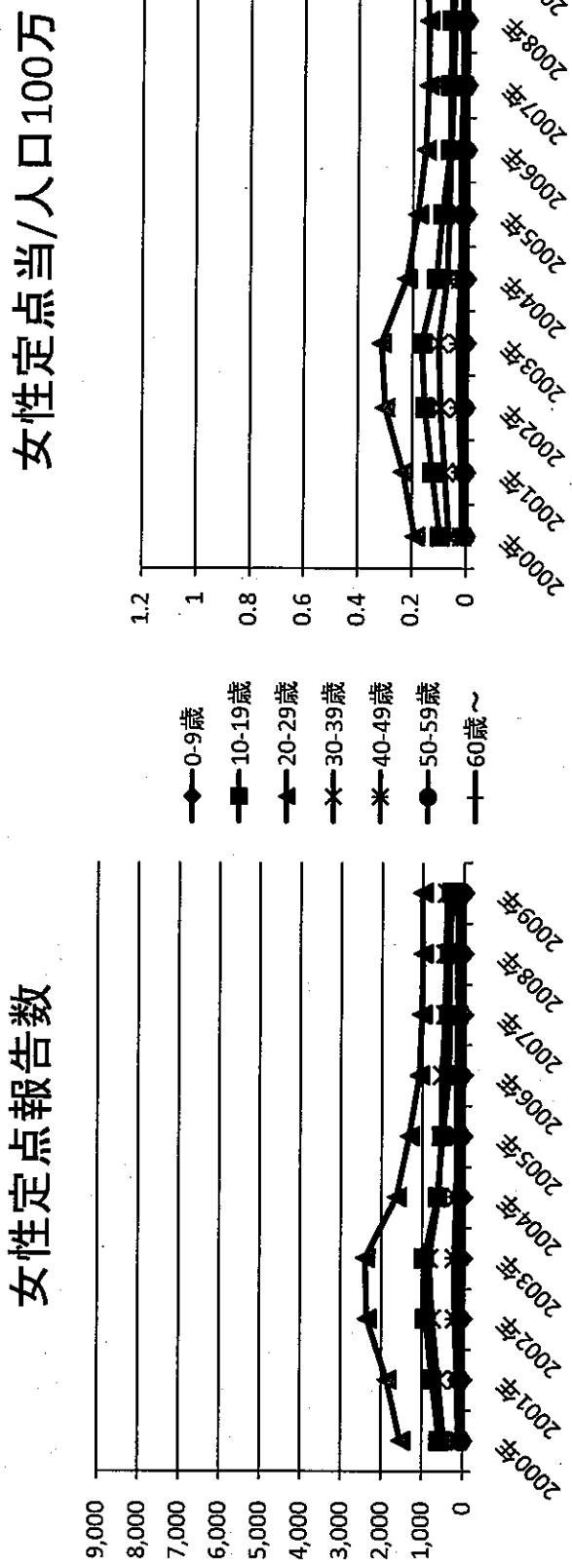
淋菌感染症 年齢階級別経年変化

男性定点報告数



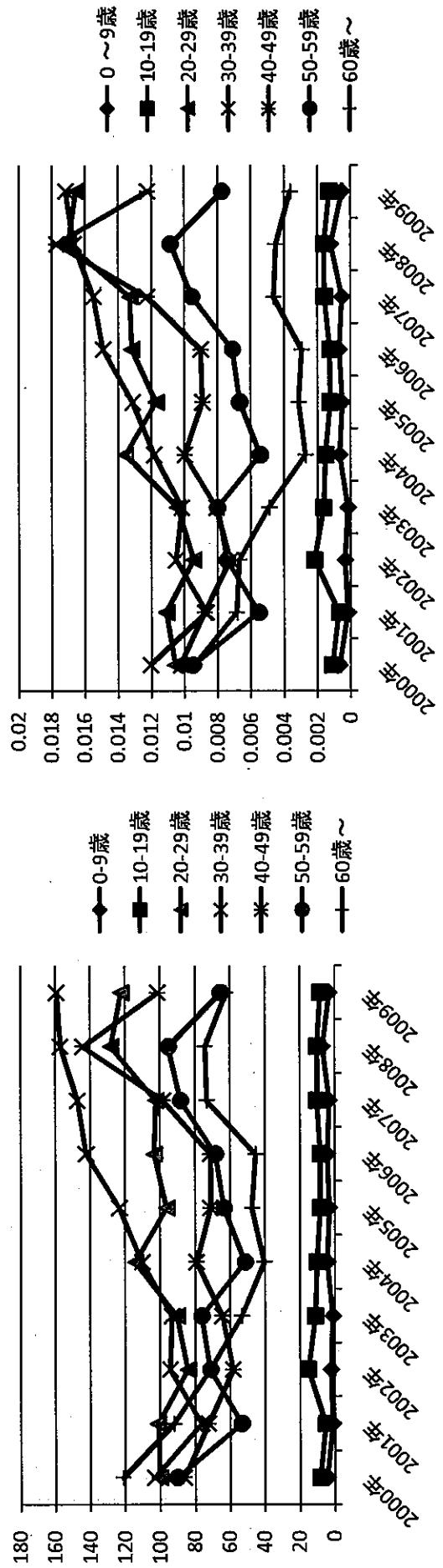
淋菌感染症 年齢階級別経年変化

男性定点当人口100万

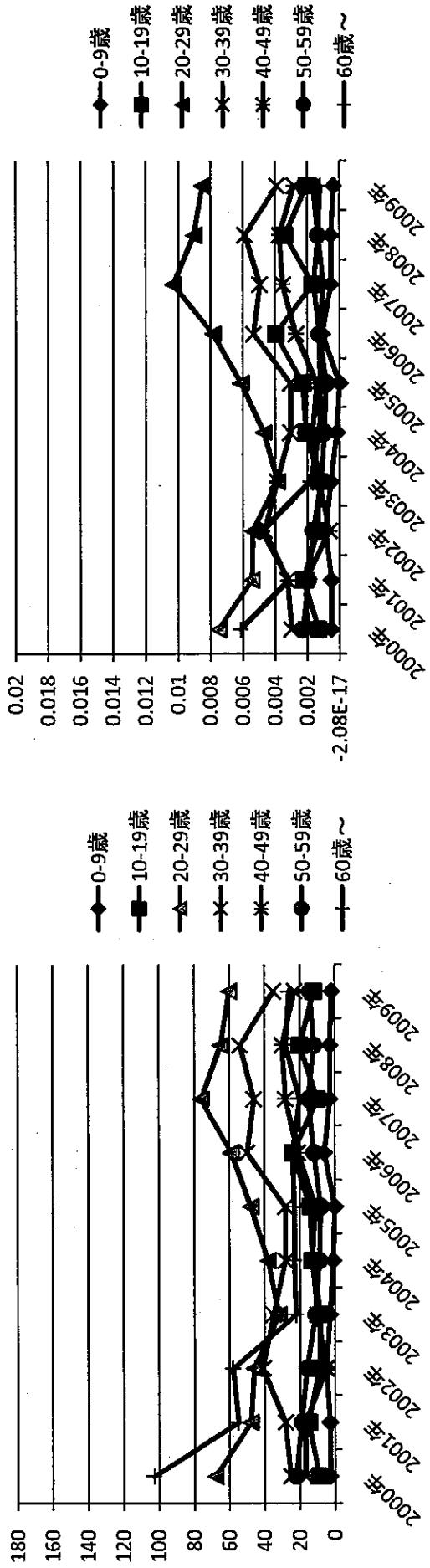


梅毒 年齢階級別経年変化

男性報告数/人口100万

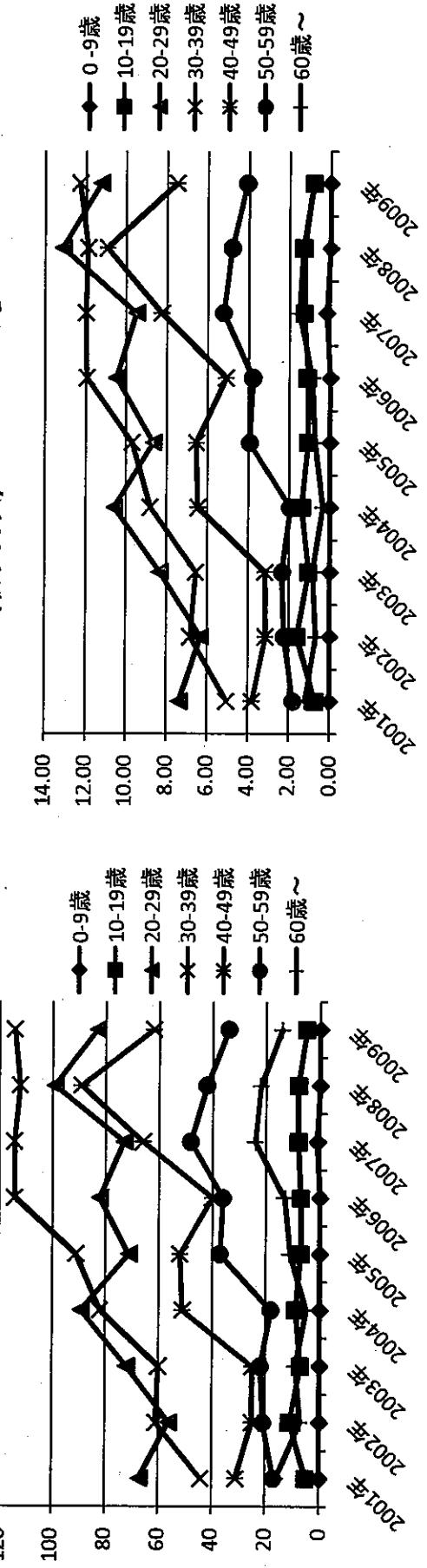


女性報告数/人口100万



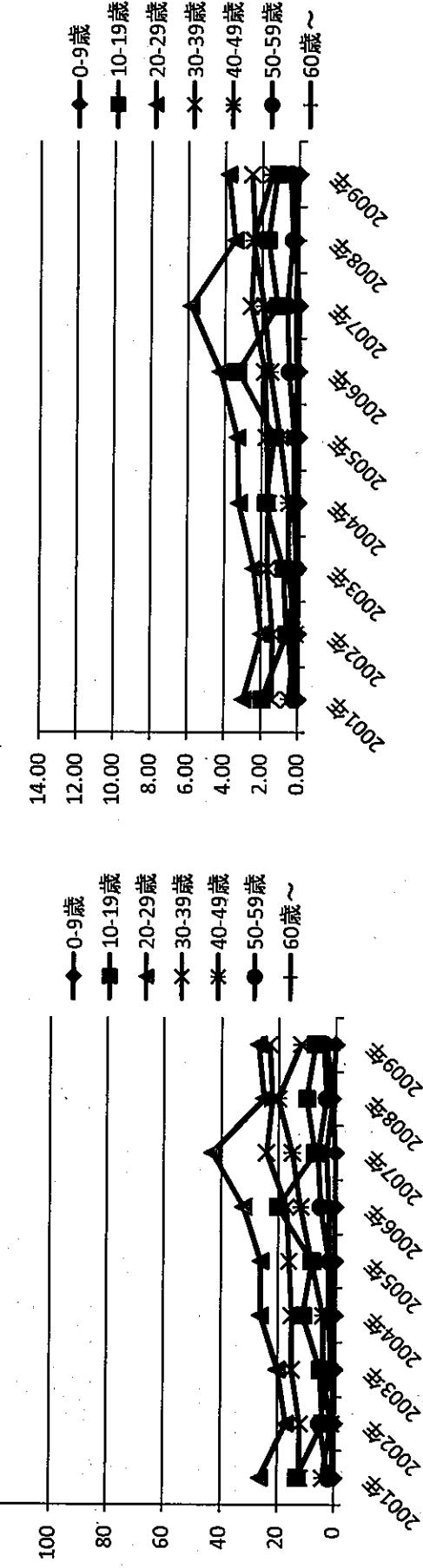
梅毒 年齢階級別経年変化

男性早期顎症梅毒
報告数/人口100万



女性早期顎症梅毒 報告数/人口100万

女性報告数



性感染症報告数の年次推移

定点報告

	2000年 (12年)	2001年 (13年)	2002年 (14年)	2003年 (15年)	2004年 (16年)	2005年 (17年)	2006年 (18年)	2007年 (19年)	2008年 (20年)	2009年 (21年)
定点医療機関数	897	911	917	920	916	931	946	968	971	961
性器クラミジア	37,028 15,856 21,172	40,836 17,497 23,339	43,766 18,284 25,482	41,945 17,725 24,220	38,155 16,533 21,622	35,057 15,220 19,837	32,112 13,909 18,203	29,939 13,176 16,763	28,398 12,401 15,997	26,031 11,841 14,190
性器ヘルペス	8,946	9,314	9,666	9,832	9,777	10,258	10,447	9,223	8,292	7,760
尖圭コンジローマ	4,553 2,511 2,042	5,178 2,814 2,364	5,701 3,044 2,657	6,253 3,299 2,954	6,570 3,628 2,942	6,793 3,795 2,998	6,420 3,547 2,873	6,197 3,472 2,725	5,919 3,357 2,562	5,282 2,981 2,301
淋菌感染症	16,926 14,196 2,730	20,662 17,205 3,457	21,921 17,591 4,330	20,697 16,170 4,527	17,426 14,299 3,127	15,002 12,374 2,628	12,468 10,236 2,232	11,157 9,104 2,053	10,218 8,203 2,015	9,272 7,345 1,927

全数報告

	2000年 (12年)	2001年 (13年)	2002年 (14年)	2003年 (15年)	2004年 (16年)	2005年 (17年)	2006年 (18年)	2007年 (19年)	2008年 (20年)	2009年 (21年)
梅毒	759 512 247	585 400 185	575 395 180	509 388 121	533 408 125	543 411 132	637 521 196	719 622 198	839 622 217	692 520 172

※ 対象感染症の類型及び疾患名称は、2007年12月31日時点である。